

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	3	府省庁名	環境省
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置の延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 特定廃棄物最終処分場の設置者は、埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための準備金（維持管理積立金）を積み立てることが義務づけられている。 ・特例措置の内容 維持管理積立金を損金又は必要経費に算入する特例措置の適用期限（令和2年3月31日まで）を2年間延長する。 		
関係条文	租税特別措置法第20条の2、第56条、第68条の46 租税特別措置法施行令第39条の74 租税特別措置法施行規則第21条の5、第22条の48 地方税法23条第1項第3号、第72条の23第1項、第292条第1項第3号		
減収見込額	[初年度] — (▲334) [平年度] — (▲334) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 最終処分場の適切な維持管理の促進及び最終処分場の十分な受け入れ容量の確保を促進することとする。</p> <p>(2) 施策の必要性 廃棄物の最終処分場の運営については、埋立終了後に収入がなくなった状態でも、一定期間埋め立てた廃棄物による環境汚染が生じないよう、浸出水の処理等の維持管理をしなければならないという特殊性に鑑み、最終処分場の適正な維持管理を図るため収入のある間に維持管理費用を積み立てることとしている。これにより、埋立終了後でも、適切に維持管理を行うことができるとともに、万が一事業者が倒産した場合においても、積立金により維持管理を継続して行うことができる。一方で、埋め立て期間中には収入があるものの、埋立てに係る経費に加えて維持管理積立金を捻出することは、中小零細企業の多い最終処分業者にとって大きな負担となる。したがって、円滑に積立てを行うためには、本制度により、積立金の取戻し事由の発生時まで、課税を繰り延べることで、積立て時の負担を軽減することが必要である。加えて、最終処分場については、上述の運用上の特殊性から、元来住民の忌避感、不信感が強く、新規設置が極めて困難であるにもかかわらず、近年増加傾向にある大雨や台風等の大規模災害の影響により、最終処分場の十分な受け入れ容量の確保が強く求められている。具体的には、平成30年度7月豪雨や、大阪府の大規模最終処分場にも甚大な被害をもたらした台風21号などでは、大量の災害廃棄物が最終処分場に埋め立てられており、処理された災害廃棄物量は、H26年度1,303千トン／年に対し、H29年度では2,063千トン／年と増加傾向にある。また、地震の影響に関しては、例えば、東日本大震災では31,000千トン（1年間で全国にて処理される一般廃棄物量の約7割に相当）の膨大な量の災害廃棄物が発生しており、今後発生が予期されている南海トラフ地震では東日本大震災の16倍、首都直下地震では5倍の災害廃棄物が発生すると見込まれている。さらにリニア中央新幹線の工事や2020年の東京オリンピック・パラリンピックに伴う工事、その後の建築物の解体需要による膨大な廃棄物の発生が想定されるほか、平成29年末から外国政府の使用済みプラスチック等の輸入規制が段階的に開始され、国内処理量の一定の増加が見込まれる。</p> <p>このような状況にもかかわらず、最終処分場の平成29年度の設置件数は1,651件（前年同比▲10件）と平成20年より下げ止まっていない。については、維持管理積立金によって、円滑な維持管理を促進すると同時に、住民の忌避感、不信感を可能な限り払拭するよう国としても積立てを支援することで、最終処分場の十分な受け入れ容量の確保を図っていく必要がある。</p> <p>このような状況から、本特例措置を延長し、積立金を損金又は必要経費に算入することにより、積立ての</p>		

	円滑な実施を図る必要がある。
要望理由	
本要望に対応する縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4-3. 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） 4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場の維持管理に必要な額の積立てをあらかじめ行わせることにより、埋立終了後も適正な維持管理を図る。 一般廃棄物最終処分場の残余年数について、令和4年度の時点で、平成29年度の水準（20年分）を維持する。（※循環型社会形成推進基本法第15条第7項において準用する同条第6項の規定に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）による。） 産業廃棄物最終処分場の残余年数について、要最終処分量の10年分程度を確保する。（なお、上術の通り増加の見込まれる廃棄物の排出の状況を踏まえつつ残余年数の目標については見直しを検討する。）（循環型社会形成推進基本法第15条第7項において準用する同条第6項の規定に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）による。）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和2年4月1日～令和4年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場の維持管理に必要な額の積立てをあらかじめ行わせることにより、埋立終了後も適正な維持管理を図る。 一般廃棄物最終処分場の残余年数について、令和4年度の時点で、平成29年度の水準（20年分）を維持する。（循環型社会形成推進基本法第15条第7項において準用する同条第6項の規定に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）による。） 産業廃棄物最終処分場の残余年数について、要最終処分量の10年分程度を十分な受け入れ容量の確保することとする。（なお、上術の通り増加の見込まれる廃棄物の排出の状況を踏まえつつ、残余年数の目標については見直しを検討する。）（循環型社会形成推進基本法第15条第7項において準用する同条第6項の規定に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）による。）
政策目標の達成状況	<p>維持管理積立金の積立件数と金額は平成28年度には686施設5,581百万円、平成29年度には697施設6,687百万円、平成30年度には687施設6,833百万円であり、最終処分場の維持管理に必要な維持管理積立金の積立てが概ね順調に実施されている。</p> <p>また、維持管理積立金を取り崩した件数と金額は、平成28年度には51施設1,504百万円、平成29年度には59施設1,597百万円、平成30年度には56施設1,833百万円であり、概ね順調に最終処分場の長期的な維持管理が十分な受け入れ容量の確保されている。</p> <p>平成29年度時点の一般廃棄物の最終処分場の残余年数は21.8年と上記計画内の目標（20年分）を達成しているものの、上記計画における達成年度は、あくまで令和4年度時点であるため、予断を許さない状況である。</p> <p>平成29年時点の産業廃棄物の最終処分場の残余年数は17年と上記計画内の目標を達成しているものの、上述の通り増加の見込まれる廃棄物の排出の状況を踏まえつつ、残余年数の目標については見直しを検討する。</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	約700事業者
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置を通じた負担の軽減により、維持管理積立金の円滑な積立てが行われることで、埋立処分を受託することによる収入を得られなくなった後も、最終処分場の設置者による当該最終処分場の維持管理が確実に実施される。また、国の支援によって住民の忌避感、不信感を可能な限り払拭することで、最終処分場の十分な受け入れ容量の確保が図られる。

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	一般廃棄物の最終処分場等に係る固定資産税の課税標準の特例措置（地方税法附則第15条第2項第3号、第4号及び第5号、地方税法施行令附則第11条第5項、地方税法施行規則附則第6条第14項、第15項及び第17項） 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置（地方税法附則第12条の2の7第1項第5号、地方税法施行令附則第10条の2の2第7項）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業（公共関与産業廃棄物最終処分場の施設整備支援等を実施。令和2年度要求額1,148百万円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置も要望項目と同じく、最終処分場の適正な維持管理の支援を目的としている。
	要望の措置の妥当性	廃棄物処理法において強制的な資金の積立てが求められていることに対応するものである。

税負担軽減措置等の適用実績	(積立額) 平成28年度 : 5,581 (百万円) 平成29年度 : 6,687 (百万円) 平成30年度 : 6,833 (百万円)
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	平成29年度 (単体法人) 302 (百万円) (連結法人) 31 (百万円)
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本措置を通じた負担の軽減により、特定災害防止準備金の円滑な積立てが行われることで、埋立処分を受託することによる収入を得られなくなった後も、最終処分場の設置者による当該最終処分場の維持管理が確実に実施される。
前回要望時の達成目標	最終処分場の維持管理に必要な額の積立てを行わせることにより、適正な維持管理を図る。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本特例措置により、維持管理積立金の積立ては着実に図られてきているが、新規に設置した最終処分場や埋立継続中の最終処分場等、最終処分場の維持管理に必要な積立金は毎年新たに必要となるため、引き続き本特例措置を講じ、積立ての円滑な実施を図る必要がある。
これまでの要望経緯	平成10年度より措置。 平成12、14、16、18、20、22、24、26、28、30年度税制改正において、それぞれ2年間の延長が認められた。